

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律について

平成 19 年 3 月、米国にて中国で製造されたペットフード原料にメラミンが添加されていたことにより、米国にて多数の犬猫が死亡する事例が発生し、日本でも米国でリコール対象とされたペットフードが輸入販売されていたことを受け、ペットフードの安全性の確保を図るための法規制導入の必要性が生じ、平成 20 年 6 月 18 日に「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(ペットフード安全法)」(厚生労働省令第 174 号)が公布されました。

また、平成 21 年 4 月 28 日には、「愛がん動物用飼料の成分規格等に関する省令」が公布され、成分規格・製造方法の基準・表示の基準が示されました。

施行は平成 21 年 6 月 1 日からですが、成分規格及び製造の方法の基準については平成 21 年 12 月 1 日まで、表示の基準に関しては平成 22 年 12 月 1 日までの経過措置が設けられています。

なお、ペットフード安全法の対象となる動物の種類は、政令にて犬及び猫と定められています。

法律の概要

ペットフード安全法は、愛がん動物用飼料の製造等に関する規制を行うことにより、愛がん動物用飼料の安全性の確保を図り、愛がん動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的としています。

その中では、(1)基準又は規格の設定及び製造等の禁止、(2)有害な物質を含む愛がん動物用飼料の製造等の禁止、(3)愛がん動物用飼料の廃棄等の命令、(4)製造業者等の届出、(5)帳簿の備付け、(6)報告徴収・立入検査等、について規定されています。

販売用愛がん動物用飼料の基準・規格について

1. 成分規格

分類	物質など	上限値
添加物	エトキシキン・ジブチルヒドロキシトルエン(BHT)・ブチルヒドロキシアニソール(BHA)	150g/t 以下(有効成分の合計値) (犬用にあつては、エトキシキン 75g/t 以下)
かび毒	アフラトキシン B1	0.02 ppm 以下
農薬	グリホサート	15 ppm 以下
	クロオルピリホスメチル	10 ppm 以下
	ピリミホスメチル	2 ppm 以下
	マラチオン	10 ppm 以下
	メタミドホス	0.2 ppm 以下

※規定する成分の販売用愛がん動物用飼料における含有量を算出するにあたっては、当該飼料の水分含有量を 10%に設定する。

2. 製造の方法の基準

- (1)有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原材料又は材料を用いてはならない。
- (2)愛がん動物用飼料を加熱し、又は乾燥するにあたっては、微生物を除去するのに十分な効果を有する方法で行うこと。
- (3)プロピレングリコールは、猫用の愛がん動物用飼料には用いてはならない。

3. 表示の基準

- (1)名称、(2)原材料名、(3)賞味期限、(4)事業者の氏名又は名称及び住所、(5)原産国名

建築物飲料水水質検査業登録 京都府18水第1号 計量証明事業登録 京都第1031号

株式会社ファルコライフサイエンス

〒606-8393 京都市左京区東竹屋町通川端東入東竹屋町63番地2

TEL 075-771-9377 FAX 075-771-7477

e-mail: info@falco-life.co.jp URL: http://www.falco-life.co.jp/

